横浜事件再審からみえるもの

村 田 和 宏

- 1 問題の所在と課題の設定
- 2. 横浜事件とは
- 3. 横浜事件再審の展開
- 4. 横浜事件と市民の責任
- 5 結語

1. 問題の所在と課題の設定

戦後の刑事訴訟法が不利益再審を廃止したことなどから、再審は、「『無辜の救済』を制度理念とする人権擁護の最後の砦であり、デュー・プロセス上の制度として、無辜の救済を第一義として解釈・運用されなければならないことになった」とされる」。すなわち、「現行法の再審は『無辜の救済』にある」20。しかし、いわゆる「横浜事件」の再審は、これにとどまらない。

横浜事件の元被告人遺族は、第3次再審請求および第4次再審請求にあたって、無罪判決と名誉回復だけではなく、①治安維持法の悪法性と歴史的役割について裁判所としての見解を示すこと、および②再審請求を拒否し続け、元被告人全員が死亡するまで60年間も放置した司法の責任について裁判所の見解を明らかにすることも求めていた3。それは、横浜事件の再審請求自体が、社会状況の

¹⁾ 村井敏邦(編)『現代刑事訴訟法 第2版』(三省堂、1998年) 56頁〔大出良知〕。

²⁾ 井戸田侃『刑事訴訟法要説』(有斐閣、1993年)313頁。

³⁾ 例えば、(1) 平舘道子「横浜事件再審公判請求人意見 (2005 年 10 月 1 日)」、(2) 第 3 次再審公判上告趣意書、(3) 第 4 次再審公判第 1 審弁論要旨〔大川隆司〕などを参照。(1) については、横浜事件第三次再審請求弁護団(編)『横浜事件と再審裁判治安維持法との終わりなき闘い』(インパクト出版会、2015 年) に所収。以下、本稿

変化に呼応したものだったからである。すなわち、第 1 次再審請求(1986 年 7 月 3 日)が行われた当時、1982 年に誕生した中曽根康弘内閣は、「戦後政治の総決算」を掲げ軍事化の道を進んでいた。その延長線上に 1985 年の国家秘密法案があった。「戦前の軍機保護法、国防保安法と同種・同質の弾圧法規・国家秘密法案の出現は、横浜事件を生み出した治安維持法の時代をぐっと身近に引き寄せることとなりました。薄れかけていた『戦前』の記憶が、ふたたび鮮明によみがえってきます」40。

2017年にいわゆる「共謀罪」が成立した 5 。同罪について、治安維持法との類似性または関連性を指摘するものは多い 6 。その中でも、今後の展開を見通す

では同書を『再審裁判』として引用する。(2) および (3) については、横浜事件・再審裁判=記録/資料刊行会編『全記録:横浜事件・再審裁判一第一次~四次再審請求・再審公判・刑事補償請求』(高文研、2011年) に所収。以下、本稿における横浜事件に関する文書の引用は、特に断らない限り、同書所収のものによる。また、引用中 [] 内は引用者が補った部分である。

なお、再審が「過去の有罪判決を覆すこと」以外の目的をもちうることにつき、神長百合子『法の象徴的機能と社会変革—日系アメリカ人の再審請求運動』(勁草書房、1996年)を参照。

- 4) 梅田正己「終わりに一二つの資料集のこと」横浜事件・再審裁判=記録/資料刊行会編『ドキュメント横浜事件一戦時下最大の思想・言論弾圧事件を原資料で読む』(高文研、2011年)615頁。以下、本稿では同書を『ドキュメント』として引用する。森川金寿「横浜事件を追及して(上)」法律時報60巻9号(1988年)42頁によれば、国家秘密法案に反対するある集会の中で再審請求が決意されたという。
- 5) 正式名称は「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画」(組織犯罪処罰法6条の2)であり、政府による通称は「テロ等準備罪」である。しかし、その内容にかんがみれば、「共謀罪」または「計画罪」の名称の方が適切であるため、以下本稿ではすべて共謀罪とする。松宮孝明『「共謀罪」を問う一法の解釈・運用をめぐる問題点』(法律文化社、2017年)1頁以下を参照。
- 6) 共謀罪と治安維持法との関連性を指摘するものとして、例えば、遠藤憲一「『共謀罪』は現代の治安維持法」軍縮問題資料307号(2006年)29頁、保坂展人「共謀罪はどのように国会で審議されてきたか」山下幸夫編『「共謀罪」なんていらない?!ーこれってホントに「テロ対策」?』(合同出版、2016年)56頁、平岡秀夫=海渡雄一『新共謀罪の恐怖一危険な平成の治安維持法』(緑風出版、2017年)198頁以下、内田博文「共謀罪と治安維持法一政府は何を蘇らせようとしているか」世界895号(2017年)50頁以下、山田敬男「治安維持法と共謀罪一内心の自由を奪い、戦争へ」鈴木亜英ほか『共謀罪VS国民の自由一監視社会と暴走する権力』(学習の友社、2017年)30頁以下、荻野富士夫『よみがえる戦時体制治安体制の歴史と現在』(集英社新書、2018年)などを参照。なお、治安維持法と共謀罪の関係について、法務大臣は、「捜

ものとして、治安維持法が本来の立法目的である共産党の取締りから離れ、拡大適用を繰り返した⁷⁾のと同様、共謀罪についても、条文そのものの欠陥や、判例の共謀共同正犯をめぐる判断などから、すでにその拡大適用が懸念されている点が注目される⁸⁾。すなわち、共謀罪は、「横浜事件を生み出した治安維持法の時代」を、横浜事件の再審請求が始まった当時よりも、「ぐっと身近に引き寄せること」(前述の第1次再審請求の理由)になったということであろう。

本稿では、司法が治安維持法による人権侵害の一翼を担った⁹⁾という反省が、 戦後司法の中にみられたかどうかについて、横浜事件の再審等を素材に検証する。 それによって、今後の共謀罪をめぐる司法上の展開の方向性が一層明らかになろう。

2. 横浜事件とは

- (1) 横浜事件の「成立」とその処理
- 1 言論・出版関係者が多数検挙された、横浜事件は、その全容が未だ明らかではない。ここでは、後の横浜事件再審に関係する範囲で、同事件を把握してお ζ^{10} 。
- (A-1) 1942 年 9 月に川田寿(世界経済調査会勤務)・川田定子夫妻がアメリカ共産党員という濡れ衣を着せられ、特高警察に検挙された(米国共産党員事件)。川田夫妻は1941 年 1 月にアメリカ留学から帰国していた。特高警察は川

査機関の恣意的な運用は制度的にできない上にテロ等準備罪の処罰範囲が極めて限定的である、こうしたことを踏まえますと、これを戦前の治安維持法になぞらえる批判というものは全く当たらない」と答弁している。井上英孝の質問に対する回答。第193回国会衆議院予算委員会議録10号(2017年2月9日)18頁〔金田勝年発言〕。

⁷⁾ この点についての詳細は、内田博文『治安維持法の教訓—権利運動の制限と憲法改 正』(みすず書房、2016 年) を参照。

⁸⁾ 内田博文『治安維持法と共謀罪』(岩波新書、2017年) 204 頁以下を参照。

⁹⁾ この点についての詳細は、内田・前掲『治安維持法の教訓―権利運動の制限と憲法 改正』を参照。

¹⁰⁾ 横浜事件の概要については、奥平康弘『治安維持法小史』(岩波現代文庫、2006年)270頁以下、田淵浩二「横浜事件―再審免訴に終わった無罪事件」法学セミナー669号(2010年)18頁を参照した。

田夫妻を拷問にかけたが、思うような自白は得られなかった。(A-2) 川田夫妻から自白が得られなかったことから、特高警察は、その矛先を川田夫妻の周辺の人物に向けた。川田寿の勤務先であった世界経済調査会においてソ連の調査研究をしていた、益田直彦および高橋善雄が共産主義者とみなされて検挙された(1943年1月・5月)。さらにこの取調べから、世界経済調査会および満州鉄道東京支社などに「ソ連事情調査会」があり、ソ連のプロパガンダを行っているとされ、満州鉄道関係の平舘利雄および西沢富雄が逮捕された(ソ連事情調査会事件)。

以上の一連の A 群の事件と並行して、(B) 雑誌『改造』1942 年 8 月号および同 9 月号に掲載された細川嘉六の論文¹¹⁾(以下、細川論文とする)が、共産主義を宣伝したものであるとして、1942 年 9 月に著者の細川嘉六が検挙され、雑誌の当該号も発禁処分を受けた。細川論文は、掲載前に内務省検閲官の検閲を通っており、公刊後も検閲上の問題は生じていなかったところ、軍部の横槍で細川嘉六の検挙に至っている。

A群の事件とBの事件を結びつけたのが1枚の写真であった¹²⁾。(A-2)のソ連事情調査会事件の捜査の過程で、平舘利雄(A-2)、西沢富雄(A-2)、細川嘉六(B)のほか、木村亨(中央公論社)、加藤政治(東京新聞・前東洋経済新報社)、西尾忠四郎(満州鉄道)、相川博(改造社)、小野康人(同)が、細川嘉六の著書の出版記念旅行で富山県泊町に滞在した際に、撮影された1枚の写真が発見された(西尾忠四郎が撮影者のため、彼は写っていない)。特高警察は、この泊町での会合こそ、細川嘉六を中心に共産党再建準備を協議したものに違いないとみて、未検挙だった木村亨、加藤政治、西尾忠四郎、相川博、小野康人を検挙した(泊事件)。

この泊事件の検挙を契機として、特高警察による検挙は、政治経済研究会(昭和塾)、満州鉄道、中央公論社、改造社、朝日新聞社、日本評論社、岩波書店等の言論・出版関係者へ拡大していった。

2 1945年8月14日に、昭和天皇はポツダム宣言を受諾するとともに、終戦

¹¹⁾ 細川嘉六「世界史の動向と日本」改造24巻8号(1942年)、同24巻9号(1942年)を指す。

¹²⁾ この写真は、『ドキュメント』中表紙に掲載されている。

の詔書を発し、同宣言を受諾したことを国内的に公示した。これにより、理論的には治安維持法はその効力を失ったとも考えうる 13 。しかし、現実には 1945 年 8月 14日から同年 9月の間に、横浜事件では 25名が有罪判決(うち 1名は上訴後免訴)を受けている 14 。すなわち、現実には治安維持法はその効力を有するものとされていたのである。

この背景には、政府が国体護持を至上命題と考え、連合国側もそれを承認したと「解釈」したことがあった。国体護持と治安維持法は一体であった。1945年9月22日に「降伏後二於ケル米国ノ初期ノ対日方針」によって、治安維持法違反により拘禁されている者の釈放を占領軍から示唆された後も、政府の態度は変わらなかった¹⁵⁾。

しかし 1945 年 10 月 4 日に占領軍から「政治的、公民的及宗教的自由ニ対スル制限除去ノ件」を発せられた。そこでは、治安維持法の廃止が明示されている。 実質的にこの時点まで、治安維持法は効力を持ち続けた。

3 終戦から治安維持法廃止の間に行われた横浜事件の裁判は、どのようなものであったか。横浜事件の被告人の弁護を数多く引き受けた、海野普吉は次のように振り返っている¹⁶。

まず、予審段階について次のように述べられている。「『泊会談』のメンバーのうちで、ある者の予審終結決定書には泊会談に出席したと載っておるのにかかわらず、他の者の予審終結決定書には名前を載せていないといったケースがあるのです。…早く予審終結決定書を書いてくれと石川〔勲蔵〕予審判事にいったのですが、大勢の予審終結決定書のことだからなかなかはかどらない。中には、石川予審判事が原稿を書いて、私の事務員の竹下〔甫〕君が清書したのもあるのです。

¹³⁾ 例えば、横浜事件第3次再審請求審決定(横浜地決2003年4月15日)は、この論理を採用する。

^{14) 『}ドキュメント』622 頁以下の「横浜事件関係人名録」によった。

¹⁵⁾ 本稿における連合国および占領軍の文書は、いずれも終戰連絡中央事務局政治部内務課編『警察に關する聯合國指令集』(ニュース社、1947年) に所収のものによった。

¹⁶⁾ 海野普吉『ある弁護士の歩み』(日本評論社、1968年) 140 頁以下。[] 内は引用者が補った部分である。また、背景事情については、竹下甫『ある弁護士の置土産ー海野普吉先生に学ぶ刑事弁護の精神』(白順社、1996年) 37 頁以下、入江曜子『思想は裁けるか 弁護士・海野普吉伝』(筑摩選書、2011年) 167 頁以下を参照。

そのときに石川予審判事は『海野さん、もう泊会談はここらでいいにしよう』といって、私どもの目の前で名前を落としました。この当時の横浜の検事局および 判事諸公が、いかにあわてておったかという好例です」。

その後、「〔八並達夫〕裁判長が、〔1945年〕八月二七日に早く公判をやりたいという話がありました。私は記録もなにも写していない、これではやれないじゃないか、予審終結決定が本人のところにいっているかもしらぬが、弁護人のところにはきていないから、予審終結決定も見ないで裁判をやることはできないと頑強につっぱりました。すると、裁判長は『そういわないで、いいじゃないか、わかっているでしょう』としきりにいうのです。『執行猶予』をにおわせたつもりだったのでしょう」。

実際の公判は次のようなものであったという。「検察官が起訴状を読みます。が、事実の認否について、『そんなことありません』とみんな断わってしまうと、八並達夫裁判長が、『こういう調べを受けたね』という質問をします。『受けました』と答える。『調書では認めているようだね』、『それは認めなければならないように、ぶんなぐられたり、蹴とばされたりしたから、そうしたんです』。それはそれでいいということで結審です」。

このような「裁判とはいえ〔ない〕」裁判(海野普吉)を経て、約30名の被告人に執行猶予付きの有罪判決が言い渡された。

(2) 元特高警察官に対する裁判

1947年4月27日に横浜事件の元被告人33名は、警視庁および神奈川県警の元特高警察官計30名を特別公務員暴行陵虐致傷罪(刑法195条、同196条)等で告訴した。告訴の目的については、告訴状の中で次のように述べられている¹⁷⁾。「告訴人自らの応報感情の満足の為では決してないのであります。之を黙認することは日本民主化の怠慢であるばかりでなく妨害と思料するからであります。即ち此の犯罪事実に対し厳正なる法的評価を加え、此の種犯罪に対して断乎たる処分を以って臨み、個人の自由、個人の基本権の尊重を事実の上に具現し以て新憲法が特に宣言するところの何人の自由、個人の基本権は之を侵犯してはな

¹⁷⁾ 告訴状は、『ドキュメント』559 頁以下に所収。

らないと云う憲章を真に実証的に公示する事が今の日本に絶対に必要であると信ずるからであります」。

しかし、実際に起訴されたのは3名のみであった。これは、起訴の対象とされたのが、大腿部に化膿した傷痕が残っていた告訴人1名(益田直彦)に対して暴行を加えた元特高警察官(6名)のうちの一部にとどまったためである¹⁸。

第1審では、被告人3名は特別公務員暴行陵虐致傷罪で有罪(1名が懲役1 年6月、2名が懲役1年)とされた(横浜地判1949年2月25日)。被告人ら は控訴したものの、控訴は棄却された(東京高判1951年3月28日)。その理 由として、次のように述べられている19。「終戦により制度の変革が行われ人権 の保障ということが法制の根幹とされるに至ったのであって、犯罪自体今日とは 異った雰囲気の下に行われたものであるのみならず、今日の社会はかかる犯罪に ついては充分な保障を与えられて居り人権の侵害については懸念がないから被告 人等の行為に対しては最早他戒の必要がないという考もあろうし、又被告人等は 終戦後退官し、最早警察官ではないし既に犯罪後七、八年も過ぎて居りその間苦 悩の日を送って来たのであるから自戒の必要も又失われている。即ち被告人等に 対しては、厳罰を科さなくてもよいということも考えられるであろう」。しかし、 「被告人等の所為は法治国に於て戦時であると平時であるとを問わず堅く戒めら れている禁制を破ったものであるから、之を戦局苛烈な時期に於ける一場の悪夢 に過ぎぬとして看過し去ることはできない」。また、今日「人権保護の最低の保 障が現実に於て全うされているかといえば遽に然りと断定することはできない」 ので、「我国に於ては今尚判示の如き種類の犯罪(引用者注:裁判官、検察官、 司法警察官による暴行陵虐の所為)に対しては自他共に充分の戒心を払う必要が

¹⁸⁾ 高木健次郎「資料の収録について」『ドキュメント』619 頁は、3 名の起訴にとどまった背景につき、次のように述べている。「告発にあたっては、最も確実な証人として留置場係りの巡査、手当にあたった警察病院や私立病院の医師、留置場の同房者などが申請された。横浜検事局(のちの検察庁)は当初、証言があるかぎりは、当の警察官を起訴する構えであったらしいが、間もなく巡査、医師、同房者のすべてにどこからか圧力がかかり、証言がほとんど取れなくなった」。告訴人らは、妨害行為に対して「法廷監視委員会」を組織して対抗したという。木村亨『横浜事件の真相―再審裁判へのたたかい』(笠原書店、増補再版、1986 年)137 頁を参照。

¹⁹⁾ 第1審、控訴審、上告審の各判決および上告趣意は、『ドキュメント』592 頁以下 に所収。

あると認められる」。その後の被告人らによる上告も棄却された(最 1 小判 1952 年 4 月 24 日)。

控訴審の判決理由からは、これらの一連の判決が、「ポツダム宣言」、「降伏後 ニ於ケル米国ノ初期ノ対日方針」、「政治的、公民的及宗教的自由ニ対スル制限除 去ノ件」にみられるような、この期の占領軍の方針の影響を受けているとも考え られよう。

他方で、本件の弁護人の一人である望月武夫は、上告趣意の中で次のように述べている。「当時我が国は戦争遂行のため国を挙げて興奮のルツボと化し、共産主義活動を完封する国策の下に被告人等特高警察官は中央よりこれが摘発について厳重な督励を受け、今にして思えば想像に絶する雰囲気の中において鹿追う猟師山を見ざるの愚を敢てしたものである」(傍点引用者)。

望月武夫は、かつて思想検事を務めていた²⁰⁾。この上告趣意からは、弁護人としての役割を差し引いても、治安維持法の運用者自身が「特高警察・思想検事一体となった権力犯罪の重大性について、戦後においても無頓着・無責任」であること²¹⁾を看取することができよう。

被告人らの有罪判決は確定したが、彼らが収監されることはなかった。それは、被告人らが、上告審判決直後の1952年4月28日に発効したサンフランシスコ講和条約に伴う特赦の対象となったためである²²⁾。告訴人の一人である木村亨は、「われわれの共同告発闘争は一応の成果を獲得したとはいえ、その詰めは空振りに終わった」⁽²³⁾と「切歯扼腕」²⁴⁾している。実際、被告人の一人は、後年次のよう

- 20) 小森恵編「治安維持法の運用者(司法関係者を主にして)」『昭和思想統制史資料別巻(上) 思想統制史研究必携』(生活社、1981年)633頁を参照。なお、思想検事の弁護士への転身が許容されたことの問題性については、荻野富士夫『思想検事』(岩波新書、2000年)188頁を参照。
- 21) 荻野富士夫『横浜事件と治安維持法』(樹花舎、2006年)134頁。他の弁護人の上告趣意の中にも同種の記述がみられるが、元思想検事がこのように述べることは、やはり意味が異なるといわなければならないだろう。なお、益田直彦によれば、「戦争中の司法次官で戦後追放されて弁護士になったという黒川」は、第1審の法廷で弁護人として次のように述べたという。「戦後になって尾崎秀実が正しかったというが、これから何十年かたてば、歴史がはっきりした判断を示すだろう」。中村智子『横浜事件の人びと(増補二版)』(田畑書店、1989年)277頁。
- 22) 中村・前掲『横浜事件の人びと(増補二版)』276頁を参照。
- 23) 木村・前掲『横浜事件の真相―再審裁判へのたたかい』143頁。しかし、後の再審

に述べている²⁵⁾。確定判決で認定された拷問について、「やっていないし見ていない。当時は検事が認める限り拘置できたので、暴行してまで取り調べを急ぐ必要はなかった」。「取り調べは思想検事の命令だった」。さらに、告訴については、「戦後2年たって、共産主義革命が今にも起きそうな社会情勢で初めて暴行を受けたと言い出した」。

弁護人の一人である望月武夫は上告趣意の中で、被告人らは「獄門の威圧に苦悩し自暴自棄に陥ったことも屢々であったが、この苦悩はやがて反省と自戒を促した」と述べていた。果たして被告人らに「反省と自戒」はみられたであろうか²⁶⁾。

問題は元特高警察官(本件被告人)や元思想検事(本件弁護人の一人)だけではない。横浜事件を多く担当した裁判官の八並達夫は、後年次のように述べている²⁷⁾。「特高の拷問なんて、いちどもきかされたことはありませんよ」。「裁判官は法がある以上は、悪法といえども守らなければならない。ぼくは当時の状勢としては、治安維持法もやむをえなかったとおもう。…廃止はアメリカさんにやめさせられたので、悪法というわけではない」。

同じく横浜事件で予審判事を務めた石川勲蔵も同旨のことを語っている²⁸⁾。「われわれは法律を守るほうだから、法律の制定・廃止は議会のやることで、わたしらは忠実に従うだけです。戦後、(引用者注:治安維持法について)悪法とかなんとかいうが、そうだったかね、と言うしかない」。

元裁判官にあっても、治安維持法に対する認識や評価は、元特高警察官や元思

において、本件有罪判決は重要な意義を有することになる。

²⁴⁾ 荻野・前掲『横浜事件と治安維持法』135頁。

²⁵⁾ 毎日新聞 2006 年 2 月 20 日朝刊を参照。

²⁶⁾ 荻野富士夫は、前述の新聞記事における被告人の一人のコメントについて、同記事の中で、「戦前と変わらぬ姿勢」と喝破している。なお、周知のとおり、特高警察関係者の多くは、戦後も議会、行政機関、民間等で重要な地位を占めていた。荻野富士夫『特高警察』(岩波新書、2012年) 215 頁以下、柳河瀬精『告発!戦後の特高官僚』(日本機関紙出版センター、2005年) などを参照。

²⁷⁾ 中村・前掲『横浜事件の人びと(増補二版)』283~284 頁。八並達夫による実際の 裁判については、海野・前掲『ある弁護士の歩み』149 頁以下を参照。同書によれば、 八並達夫が特高警察官による拷問を知らなかったとは考えられない。

²⁸⁾ 中村・前掲『横浜事件の人びと(増補二版)』281頁。

想検事と変わるところはないことがうかがわれる。

3. 横浜事件再審の展開

(1) 第1次再審請求

1 治安維持法の廃止から第 1 次再審請求が行われるまで間に、破壊活動防止法の制定(1952 年)、池田克(元思想検事)の最高裁判所判事任命(1954 年)、春日一幸(民社党委員長)の発言に対する政府関係者の答弁(1976 年)など、政府が治安維持法を好意的に捉えていることがうかがわれるものが散見される²⁹⁾。特に 1960 年代後半からの裁判所に対する政府の態度にかんがみれば³⁰⁾、治安維持法をめぐる政府の姿勢は、横浜事件の再審における判断にも一定の影響力をもつものとなろう。

2 1986年7月3日に、横浜事件の元被告人のうち9名(3名は遺族相続人)による第1次再審請求が行われた。この時期に再審請求が行われたのは、前述のように、当時の社会状況による。すなわち、軍事化の進行と国家秘密法案(1985年)である。

この請求にあたって、判決謄本の添付が問題となった(旧刑事訴訟法 497条)。 すなわち、横浜事件の元被告人のうち、判決書が残されていたのは、請求人のう ちの2名を含む7名分のみであった³¹⁾。残りは、占領軍からの責任追及を恐れ た関係者によって焼却処分された、または占領軍によって接収されたと考えられ た³²⁾。いずれにせよ、判決書が存在しない責任は国側にあり、再審請求人には何 ら非はないため、判決書がないことについては、国側で適切な処置をとるべきで

²⁹⁾ 奥平・前掲『治安維持法小史』288 頁以下を参照。

³⁰⁾ これについてはさしあたり、木佐茂男ほか『テキストブック現代司法〔第6版〕』 (日本評論社、2015年) 132 頁以下などを参照。

³¹⁾ 残されていた判決については、『ドキュメント』6~9章に所収。

³²⁾ 森川・前掲「横浜事件を追及して(上)」44 頁を参照。横浜事件の弁護を担当した 海野普吉は、裁判所裏で職員が書類を焼却するのを目撃したという。海野・前掲『ある 弁護士の歩み』151 頁を参照。荻野・前掲『横浜事件と治安維持法』72 頁によれば、 終戦直後から、内務省からの口頭による指示を受け、特高警察・思想検察関係の書類の 廃棄・焼却が各地で行われたという。横浜事件国家賠償請求弁護団「裁判所は何故、自 ら判決を燃やしたのか」『再審裁判』177 頁以下、『ドキュメント』449 頁以下も参照。

あるとされ、再審請求書にはその旨が記載されている。なお、最終的には、残されていた判決書などをもとに、判決書不存在の者の分を再構成(復元)して提出された³³⁾。

ところが、請求審決定(横浜地決 1988 年 3 月 28 日)は、「当裁判所の事実 取調べの結果によれば、太平洋戦争が敗戦に終わった直後の米国軍の進駐が迫っ た混乱時に、いわゆる横浜事件関係の事件記録は焼却処分されたことが窺われ る」と述べながら、判決書が残っていないため復元判決書によった 6 名(うち 1 名は請求中に死亡)について、訴訟記録がなく確認できないことを理由に請求を 棄却した³⁴⁾。

また、請求審決定は、特高警察官による暴行を有罪とした前述の事件(最 1 小判 1952 年 4 月 24 日)につき、有罪となった特高警察官に暴行を受けた者以外の者に対する特高警察官による暴行は、これを認めなかった。

即時抗告審決定(東京高決 1988 年 12 月 16 日)では、横浜事件の「取調べを担当した警察官によって、益田直彦〔前述の有罪となった特高警察官に暴行を受けた者〕に対してだけでなく、右両名〔横浜事件元被告人のうち、特高警察官を有罪とした確定判決において供述を証拠とされた小野康人および相川博〕に対しても拷問が行われたのではないかとの疑いを否定し去ることはできない」とされたものの、請求審と同じく訴訟記録がなく確認できないことを理由に即時抗告は棄却された。

特別抗告審決定(最2小決1991年3月14日)においては、適法な抗告理由にあたらないとの形式的判断により、特別抗告は棄却されている。

裁判所自体が、横浜事件の記録は焼却処分されたことを認めながら、訴訟記録(判決書の謄本)の不備により再審請求を棄却したのは、「司法当局自身が『横浜事件』が『平和と人道』に対する極悪な犯罪であることを一番よく知っていたから」かもしれない³⁵⁾。

³³⁾ 森川金寿「横浜事件を追及して(下)」法律時報60巻10号(1988年)69頁を参照。再構成(復元)された判決書については、再審請求書に添付されている。

³⁴⁾ なお、判決書が残されていた2名のうち、1名の遺族相続人は請求中に死亡している。もう1名に対しては、請求審は再審理由を認めず請求を棄却している。判決書も復元判決書もない1名については、形式不備とされた。

³⁵⁾ 古山登「『横浜事件』と『「横浜事件」再審裁判』」文教大学女子短期大学部研究紀

(2) 第2次再審請求

1994年7月に横浜事件第2次再審請求が行われた。この請求は、第1次再審請求で請求を棄却された者のうち、判決書が残されていた1名(小野康人)の遺族によるものであった。小野康人の請求が行われたのは、第1次再審請求の経過にかんがみて、判決書等が現に残されている者を先行的に取り上げ、これを今後の再審請求の突破口とすることが、関係者らによって申し合わされたことによる³⁶⁾。

そこでの争点は、次のように設定された³⁷⁾。確定判決の最大の論拠は、小野康人が編集会議の席上、「共産主義的啓蒙論文」(細川論文)の雑誌掲載に同意し、校正等に従事したという事実であり、それを通じて共産党の活動に資したというものである。しかし、そもそも細川論文は共産主義的啓蒙論文ではなく、確定判決は細川論文を取り調べていない。したがって、細川論文そのものが新証拠となりうるということである³⁸⁾。

これに対して請求審決定(横浜地決 1996 年 7 月 30 日)は、確定判決の証拠の標目に細川論文が掲げられていないとしても、予審において押収された細川論文が確定審においても記録として引き継がれていたなどとし、確定判決は細川論文を「証拠として調べたことが推認できる」ため、請求を棄却した。

即時抗告審決定(東京高決 1998 年 8 月 31 日)は、請求審決定の「証拠として調べたことが推認できる」という部分について、「必ずしもそのままは是認できない」としながら、公判で細川論文本体にあたらなくても、予審尋問調書の中にその意味・評価が記載されており、それらによって「十分有罪認定ができる」

要35号(1991年)50頁。

³⁶⁾ 新井章「横浜事件の再審裁判闘争をふり返る一横浜事件第三次再審裁判『総括』」 『再審裁判』37 頁を参照。ただし、同 38 頁によれば、第 1 次再審請求の弁護団と第 2 次再審請求の弁護団の意思疎通は十分ではなかった。

³⁷⁾ 争点とされていないが、橋本進「雑誌編集者から見た横浜事件─五○年にわたって 封印された真相」世界666号 (1999年)246頁以下は、確定判決が認定した事実のう ち、雑誌に掲載された細川論文の掲載号の編集会議から同誌発売までの期間を検証し、 その非現実性を指摘している。

³⁸⁾ 細川論文の評価(共産主義的啓蒙論文への該当性)に関する鑑定書(今井清一および荒井信一)が提出されている。いずれの鑑定書も、『ドキュメント』48 頁以下に所収。ただし、いずれの鑑定書についても、裁判所の判断は下されていない。

として、即時抗告を棄却した。

特別抗告審決定(最1小決2000年7月11日)においては、適法な抗告理由にあたらないとの形式的判断により、特別抗告は棄却されている。

(3) 第3次再審請求

1 1998年8月に横浜事件第3次再審請求が行われた。この請求は、横浜事件の元被告人3名(決定前に全員死亡)および元被告人の遺族5名によるものであった。

ここでの主張の骨子は、次の5点である。①訴訟記録の不存在については、 裁判所または検察に責任がある。したがって、再審請求書に判決謄本の添付を欠 くことは法律上の形式違反にはならないというべきであり、また、裁判所自ら確 定判決の再現に努めるべきところ、請求人において判決を再現した場合には、再 現方法に一応の合理性があり、その内容に再審理由の有無の判断に最低限必要と 思われる事項が充足されていると認められる以上は、本件判決と同様の価値を認 めるべきである。②本件判決当時、ポツダム宣言(1945年8月14日受諾)に より治安維持法はすでに廃止されていた。③日本共産党が存在することは、本件 判決の犯罪構成要件事実であるところ、本件判決当時日本共産党はすでに実質的 に存在していなかった。④本件判決中の被告人の供述は、特高警察官の拷問によ りまたはその影響下でなされたものであって、信用性がない。⑤旧刑事訴訟法 485条7号(「…公訴ノ提起若ハ其ノ基礎ト為リタル捜査ニ関与シタル検察官… 被告事件ニ付職務ニ関スル罪ヲ犯シタルコト確定判決ニ因リ証明セラレタルト キ」) にいう「検察官」には、司法警察官も含むと解すべきところ、前述のよう に横浜事件の一部に関して特高警察官3名の有罪判決(特別公務員暴行陵虐致 傷罪)が確定している。

②については免訴(旧刑事訴訟法 363 条)の請求に、③ないし⑤については無罪(旧刑事訴訟法 362 条)の請求に結びついている。このような両面からの主張は、第1次再審請求を踏襲しており、旧刑事訴訟法の再審の規定上の問題(旧刑事訴訟法 485 条 6 号)のほか、「裁判所に再審の重い扉を開かせるには、『刑ノ廃止』による免訴の成立といった、形式的・明白な事由に依るのが得策と考えられた」ことなどによる³⁹⁾。

2 さらに請求人は、2001年5月29日付で、②について鑑定の請求を行っている。これを受けて、横浜地裁は鑑定実施の決定を行い(同年10月2日付)、 鑑定人に大石真を指名した。

大石眞の鑑定の概要は次のとおりである。(1)日本はポツダム宣言の受諾により、 連合国軍の占領管理体制の下に置かれたのであり、連合国軍最高司令官にその具 体的実施が委ねられた同官言は、そのまま国内法としての意味をもつ。(2)ポツダ ム盲言の受諾という行為に着目した場合、外交大権に基づくこの行為を通じて、 天皇自らが、明治憲法の基礎をなしていた天皇による統治権の総攬という君主主 義を放棄したものであり、これにより国民主権に代わったことにはならないもの の、対外的独立性を前提とした統治権の始源性や総攬性は否定され、君主主義に 基礎をおいていた明治憲法の諸規定も、その法規性を失った。(3)ポツダム宣言の 受諾に伴う降伏・敗戦という事実に着目した場合、その事実の力によって、ポツ ダム宣言が実質的な意味での憲法の地位を占めるようになったことから、同宣言 の内容に応じて明治憲法の性格と内容が変化した。そのような実質的な憲法秩序 の変化とは、具体的には、日本国の主権(独立性)の停止、領土の縮小、軍関係 規定の失効、基本的人権の尊重、国民主権の確立 (天皇主権の否定)、憲法改正 限界としての「国体」の消滅などがあげられる(宮澤俊義)。(4)明治憲法上の君 主主義または軍関係規定と密接に関連する思想関連法規の存在または効力につい ても、明治憲法と同様の影響・効果が生じた。例えば、「国体」(治安維持法1 条)とは、判例(大判 1929 年 5 月 31 日大審院刑事判例集 8 巻 317 頁)の解釈 (「我帝國ハ萬世一系ノ天皇君臨シ統治權ヲ總攬シ給フコトヲ以テ其ノ國體ト爲」 ス)によれば、天皇制の権限の始源性・総攬性を前提とした天皇制であるため、 これと密接に関連する治安維持法上の諸規定(1条~9条)は、ポツダム宣言の 受諾により効力を失ったものと解すべきである。また、治安維持法の諸規定のう ち、私有財産制度の否認に関わるもの(10条~13条)については、占領管理法

³⁹⁾ 新井・前掲「横浜事件の再審裁判闘争をふり返る一横浜事件第三次再審裁判『総括』」44頁。小田中聰樹『気概一万人のために万人に抗す』(日本評論社、2018年) 157頁によれば、再審請求人の間には無罪を主張する人が強かったが、次善、三善の策として免訴との両論を主張し、どちらか取れれば勝利とする弁護団の方針であったという。

令としてのポツダム宣言 10 項 (言論・宗教・思想の自由の確立) と抵触する疑いがきわめて強いため、ポツダム宣言の受諾により失効したものと解すべきである。

3 請求審決定(横浜地決 2003 年 4 月 15 日)は、この大石真による鑑定に「影響を与え〔られた〕」ものとなっており、この点で同鑑定を新証拠(旧刑事訴訟法 485 条 6 号)として位置づけている⁴⁰⁾。同決定は、前記請求人の主張のうち、①訴訟記録の不存在について、および②ポツダム宣言と治安維持法についてのみ判断している。

①訴訟記録の不存在については、次のように述べられている。「原判決が保存されておらず、請求人がその謄本を取得することが物理的に不可能であるなど、本件各請求に原判決の謄本の添付がないことについては請求人の責めに帰すべきでない特殊な事情が存する。そうであれば、原判決の謄本の添付のないことのみをもって請求を棄却すべきではない。かかる特殊な事情が存する場合には、関係資料から再審理由の有無を判断できる程度に原判決の内容を推認できるのであれば、原判決の謄本の添付がなくても再審の請求は適法なものとして認められると解するべきである」。本件についていえば、「間接的な資料から原判決の内容をある程度推認することができるが、その推認の程度は必ずしも強いものではなく」、請求人の主張のうち③ないし⑤のような「具体的事実関係に基づく再審理由の有無を判断できる程度にまで至っているとは言い難い」。しかし、請求人は治安維持法1条および10条違反の罪で処罰されたと認められるところ、請求人の主張②は、「治安維持法の効力を問題とするものであるから、その性質上理由の有無を判断することは可能であり、原判決の謄本がないことを理由として請求を棄却すべきではない」。

②ポツダム宣言と治安維持法については、次のように述べられている。まず、 ポツダム宣言の効力について、請求審決定は、大石眞による鑑定の(1)のように解

⁴⁰⁾ なお、検察は浅古弘に鑑定を嘱託し、2002年12月20日付で鑑定意見書が提出されている。この鑑定では、治安維持法の廃止は勅令575号(1945年10月15日)であったと結論付けられている。しかし、この鑑定は「形式的にすぎ〔る〕」ものなどとして、本決定の中で退けられている。大石真の鑑定の意義と問題点および浅古弘の鑑定の問題点については、小田中聰樹『誤判救済の課題と再審の理論』(日本評論社、2008年)175頁以下を参照。

するのは妥当ではないという。そして、「天皇は、8月14日にポツダム宣言を受諾するとともに終戦の詔書を発し、ポツダム宣言を受諾したことを国内的にも公示して」おり、国内法的にはこれをもって「緊急状況下における非常大権の一環として、天皇が少なくとも勅令に準ずる権限を行使したと解するのが相当である」。そうであるならば、「8月14日に天皇が終戦の詔を発したことにより少なくとも勅令を発したのに準じた効力が生じたというべきであり、ポツダム宣言は国内法的にも効力を有するに至ったというべきである」。

これを踏まえて、治安維持法の効力については、大石眞による鑑定の(4)を援用しつつ、次のように述べられている。ポツダム宣言 10 項後段(言論・宗教・思想の自由の確立)が「国内法化されたことにより、当該条項と抵触するような行為を行うことは法的に許されない状態になったと解される」。治安維持法 1 条および 10 条は、「態様を問わず特定の事項を目的とした結社をすることなど自体を処罰するものであって、かかる行為自体を直接に処罰することは、民主主義の根幹をなす結社ないし言論の自由を否定するものである。してみれば、当該条項を適用し違反者を処罰することは上記ポツダム宣言の条項と抵触するものであると言える」。したがって、これらの規定は「ポツダム宣言に抵触して適用をすることが許されない状態になった以上、もはや存続の基盤を失ったというべきであり、実質的にみて効力を失うに至ったと解すべきである」。

結論として、「治安維持法1条、10条はポツダム宣言の受諾により実質的に失効した」という「事態は旧刑事訴訟法363条2号が免訴理由として定める『犯罪後ノ法令ニ因リ刑ノ廃止アリタルトキ』に当たると解される」。

このように請求審は再審開始を決定した。本決定には、ポツダム宣言の法的意味をめぐって問題が提起されているものの41)、本決定が天皇のポツダム宣言の受諾と終戦詔書によって治安維持法が失効したと判断したことは、治安維持法が「日本國國民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ對スル…障礙」であり、「言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人權ノ尊重」を妨げるものであること(ポツダム宣言10項)を承認したという意味で、重要な意義があるものといえよう。4 検察は即時抗告したものの、即時抗告審はこれを棄却し再審開始決定を維持

⁴¹⁾ 齊藤正彰「判批」平成 15 年度重要判例解説 (2004 年) 6 頁以下、櫻井大三「判 批」法学新報 111 巻 3=4 号 (2004 年) 381 頁以下を参照。

している (東京高決 2005 年 3 月 10 日)。ただし、その理由は請求審とは大き く異なる。

まず、大赦令 (1945年10月17日勅令579号) 1条1項20号により、治安維持法違反事件に関する有罪判決による刑の言渡しは、その効力を失っており、これにより請求人はすでに法律上の救済を受けているため、再審は許されないとする検察官の主張について、次のように判示する。「再審公判において、実体審理をせずに直ちに免訴の判決をすべきであるとしても、名誉回復や刑事補償等との関連では、再審を行う実益がある」。

その上で、即時抗告審決定は、請求審決定のうち、「免訴を言い渡すべき明確なる証拠を新たに発見した場合に当たるとして再審を開始した原判断をにわかに是認することはできない」とする。しかし、請求人の主張のうち、④の「本件判決中の被告人の供述は、特高警察官の拷問によりまたはその影響下でなされたものであって、信用性がない」については、理由があるという。

判決謄本の添付がなされていないことについて、即時抗告審決定は請求審決定の判断を支持するだけではなく、さらに、請求人が復元した判決書について、「その復元の過程は、関係資料に基づく、合理性を有するものと認められる」としている。

そして、前述の元特高警察官3名に対する確定有罪判決(特別公務員暴行陵 虐致傷罪)の存在により、当該有罪判決にかかる元被告人だけではなく、その他 の横浜事件の元被告人が提出した口述書⁴²⁾についても、「信用性を否定すること が極めて困難になったといわなければならない」として、各請求人に対する特高 警察官による拷問の実態を確認している。

その結果、「やむなく、司法警察官の取調べに対し、虚偽の疑いのある自白をし、訊問調書に署名押印した(手記の作成を含む。)ことが認められる。虚偽の疑いがある自白部分は、外形的な個々の具体的行為を行ったことについてというよりは、個々の具体的行為を、国体を変革することを目的とし、かつ、私有財産制度を否認することを目的とする結社であるコミンテルン及び日本共産党の目的遂行のためにする意思をもってなしたことなどの主観的要件等に関するものであ

⁴²⁾ これらの口述書については、『ドキュメント』471 頁以下に所収。

ったと考えられる(以下の自白の場合も同じ。)。その後、司法警察官による拷問 の影響継続下にあって、検事の取調べに対し、前同様の自白をし、訊問調書に署 名押印した (手記の作成を含む。) 者、さらに、予審判事による被告人訊問に対 し、前同様の自白をした者…もいたことがうかがわれる」。そして、請求人は、 「終戦後しばらくして、勾留期間が長期にわたっている中で、予審判事らの示唆 に応じ、寛大な処分を得ることを期待して…いずれも、予審判事に対し、犯罪事 実をほぼ認めて、前同様の自白をして予審終結決定を得…公判延においても、公 判に付された罪となるべき事実を認めて、前同様の自白をし、公判廷の自白とい っても、各口述書写し等によれば、複数人共同で、短時間で終了した即決裁判を 受けていることがうかがえ、具体的な事実関係を自白したものとは認められな い。)、執行猶予付き判決を得たことが認められる」。したがって、請求人のいず れの自白も、「個々の具体的行為を、上記各結社の目的遂行のためにする意思を もってなしたことなどの主観的要件等に関しては、信用性のない疑いが顕著であ る(旧刑訴法下にあっても、拷問等により得られた任意性のない自白は証拠とな し得ないとの考えなどもあり得ようが、ここでは、上記のような公判廷の自白も 存するので、まとめて証明力の問題として検討する。)」。

「当該被告人の自白…が挙示証拠のすべてであることがいわゆる横浜事件関係被告人の判決の特徴であり、そのために、当該被告人の自白の信用性に顕著な疑いがあるとなると、直ちに本件各確定判決の有罪の事実認定が揺らぐことになるのである。要するに、治安維持法 1 条後段、10 条違反の各行為につき、個々の具体的行為を、国体を変革することを目的とし、かつ、私有財産制度を否認することを目的とする各結社の目的遂行のためにする意思をもってなしたことなどの主観的要件等につき、当該被告人の自白を除くと、これを証すべき証拠が何ら存在しないことになる。しかも、何らかの間接事実等により、これを推認できるとも考え難い」。

したがって、前述の元特高警察官3名の確定有罪判決(特別公務員暴行陵虐致傷罪)および請求人の「口述書」等は、旧刑事訴訟法485条6号にいう「無罪を言い渡すべき、新たに発見した明確な証拠であるということができる」。

本決定は、検察が特別抗告を断念したことにより、そのまま確定した。 この即時抗告審決定に対しては、横浜事件は「正に権力(特高を中心とする) が非道な拷問により捏造した権力犯罪にほかならないことを見抜き、裁判官もそ の一翼を担ったことへの慚愧の念がこもっている」と高く評価されている43。た だし、本稿の問題関心からは、次の点に注意を要する。請求審決定は、治安維持 法が言論・宗教・思想の自由の確立(ポツダム宣言 10項)に抵触するものとし て、同法の効力は失われたとした。これに対して、即時抗告審決定は、請求審決 定の理由を否定した結果、言論・宗教・思想の自由の確立と治安維持法の関係に は触れられていない。これについては、即時抗告審裁判所が請求審の決定理由を そのまま支持していたら、「恐らく検察側はその憲法的判断を不服として最高裁 に特別抗告したであろうし、そうなれば、最高裁の消極的な憲法判断姿勢からし て、この憲法的判断ひいては再審開始決定が維持される望みは絶たれること」に なるかもしれないという「配意」が、即時抗告審裁判所にはあったのではないか と推察されている44)。そうであるならば、即時抗告審決定には、治安維持法自体 の評価に対する裁判所の姿勢、ひいては政府に対する裁判所の姿勢が表れている のかもしれない。さらには、治安維持法が元々共産党対策のために制定されたも のであることを想起すれば、治安維持法を否定的に評価することは、戦後のレッ ド・パージをも否定的に評価することにつながりかねない、という「配慮」が即 時抗告審裁判所にはあったとも考えられようか。

(4) 第4次再審請求

横浜事件第3次再審請求審の審理中である2002年3月、同事件第4次再審請求が行われた。この請求は、同事件第1次および第2次請求を行った小野康人の遺族が行ったものである。

第4次請求では、確定判決の証拠構造の分析を行った結果、請求人は次のようにいう⁴⁵⁾。富山県泊町で開かれた会議(いわゆる泊会議)を日本共産党再建の

⁴³⁾ 小田中・前掲『誤判救済の課題と再審の理論』200頁。ただし、決定までの裁判所 とのやり取りからは、決定の内容は請求人側にとっては「意外」なものであったという。 岡山未央子「横浜事件第三次再審弁護団 その活動の軌跡」『再審裁判』209頁を参照。

⁴⁴⁾ 新井・前掲「横浜事件の再審裁判闘争をふり返る一横浜事件第三次再審裁判『総 括』」63頁。

⁴⁵⁾ 本件における証拠構造分析については、佐藤博史「再審請求における証拠構造分析 の意義-横浜事件との関連で一」三井誠ほか編『鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集[下巻]』

ための会議であったと認定できてはじめて、細川論文の雑誌掲載および細川嘉六 (細川論文の著者)の家族の救援の事実を「『コミンテルン』及日本共産党の目的 遂行の為にする行為」(確定判決)と認めることができるはずである。これらに ついて、①泊会議は日本共産党再建のための会議ではなかったこと、②細川論文 は共産主義的啓蒙論文ではないことが指摘され、それぞれ新証拠があげられている。さらに、2007年7月の三者協議の場で、担当裁判長が請求人によって主張 されたすべての再審理由について判断する旨明言したことにより、③本件自白は 拷問によるものであることが補充されている⁴⁶。

請求審決定(横浜地決2008年10月31日)は、まず第3次請求抗告審決定 と同様、「大赦により赦免されたとしても、再審を請求することが許される」と する。

その上で、請求人の主張のうち、①泊会議は日本共産党再建のための会議ではなかったことについて、次のように述べる。「当時の治安維持法の目的遂行行為の解釈としては、結社の存在を必須のものとしていたわけでないこともうかがわれるところであって、その解釈の当否の問題はあるにせよ、いずれにしろ、それは確定審の法解釈の適否を争う主張であって、何らかの再審事由に該当する事実を証明するものとはいえない」。また、②細川論文は共産主義的啓蒙論文ではないことについて、次のように述べる⁴⁷。「共産主義的啓蒙論文であるか否かは、そこに表現されたものがどういう意味内容を持つものであるかに加え、論文執筆の動機、経緯等を総合して判断すべきもので、評価を交えた裁判所の判断過程そ

⁽成文堂、2007年) 643 頁以下を参照。

⁴⁶⁾ 請求人は、「横浜事件の真実を明らかにする再審請求とは、自白しなかった細川の無実をも明らかにするものでなくてはならず、『拷問による自白』のみに光を当てることは、かえって横浜事件の真実を隠すことになると考えたため」、当初③を再審理由として主張しなかったという。「再審請求補充書(4)」(2007年11月5日付)を参照。

⁴⁷⁾ ただし、同決定は、細川論文は「いったんは内閣情報局の正規の検閲手続を通過して『改造』に掲載されたものであると推認され、売れ行きもよく、出版当初は特に問題とされることもなかったにもかかわらず、陸軍報道部の将校がこれを戦時下における巧妙な共産主義の扇動であるとして問題視したことが発端となって、事件化したものであるから、その内容にソ連や中国共産党に言及する部分が少なからずあったとしても、当時の一般的評価としては、共産主義的啓蒙論文といえるものであったか否か疑問を禁じ得ないところである」という。

のものであって、事実認定の範疇に含まれ、専門的な鑑定を要する事項とは異なるものと考えられる」。このようにして、請求審決定は、請求人の主張のうち、 ①および②を退けている。

③本件自白は拷問によるものであることについて、請求審決定は、検討の前提として、裁判記録の不存在の問題を論じている。「当時、連合国の進駐前に多量の公文書が焼却されたことは公知の事実であることからすると、横浜事件の記録も、裁判所(検事局を含む。)の側において、連合国との関係において不都合な事実を隠蔽しようとする意図で廃棄した可能性が高いのであるから、裁判所の責任において、できる限り関係する資料から合理的に確定審の記録の内容を推知すべきである。新旧の証拠資料の対照が困難であるという理由で、安易に確定判決の有罪認定に合理的な疑いを抱かせるに足りる蓋然性の有無の判断が不可能であると判断して再審請求を認めないなどというのは裁判所の執るべき姿勢ではなく、でき得る限り、確定記録のある場合に比し請求人らに不利益にならないよう証拠の再現等に努めるのが裁判所の責務であると解される」。

その上で請求審決定は、「拷問等に得られた自白がどの程度信用できるものであるかという広義の証明力の問題として検討する」といい、まず特高警察官による横浜事件元被告人に対する拷問の事実を認定している。この拷問等の影響により虚偽の疑いのある供述部分は、治安維持法 1 条および 10 条の「主観的要件等に関するものであったと考えられ〔る〕」。特に、確定判決で供述を証拠として掲げられている小野康人および相川博についていえば、主として、細川論文が共産主義的啓蒙論文であるとの認識を有していたか、泊会議が共産党再建準備のためのものであったかという点などにあったものと推察される。そして、本件確定審の審理経過などにかんがみれば、原確定審裁判所が第 4 次再審請求関係者の「各供述について慎重な検討を行ったとは認められず、かえって、総じて拙速と言われてもやむを得ないようなずさんな事件処理がされたことがうかがわれるところである」。

さらに、請求審決定は富山県泊町での会合について検討を進めている。そこでの会合は「日本共産党を復興再建するための秘密の会合であるとうかがわれる様子は見られず」、むしろ細川嘉六が「戦時下の劣悪な食糧事情の下で雑誌編集者らを郷里に招いて接待し、遊興をさせるための会合であった可能性がかなり高く

うかがわれるというべきである」。これにより、実質的には請求人の主張のうち ①を認めたといえるであろう⁴⁸⁾。

本件確定判決は、小野康人および相川博の「各供述が挙示証拠のすべてであるという証拠構造上の特徴を有しているところ、このように…各供述の信用性に顕著な疑いがあるとなると、細川論文の掲載や細川嘉六の家族の救援等の個々の具体的行為を、国体を変革することを目的とし、かつ私有財産制度を否認することを目的とする…結社の目的遂行のためにする意思をもってなしたことなどの主観的要件等につき、これを証すべき証拠が存在しないこととなり、直ちに確定判決の有罪の事実認定が揺らぐことになる」。そうすると、横浜事件関係者らの体験談等の証拠は、「無罪を言い渡すべき、新たに発見した明確な証拠(旧刑事訴訟法 485 条 6 号)であるということができる」。

第4次再審請求審も再審開始を認めたところ、検察が即時抗告をしなかったため、このまま確定した。ただし、本決定の前に第3次請求の再審公判判決(最2小判2008年3月14日)があり、後述のように同判決が免訴判決をしたため、本決定は、「再審を開始しても、旧刑事訴訟法363条2号(刑の廃止)及び同条3号(大赦)により免訴判決をするほかない」として、無罪判決ではなく免訴判決とする旨示唆している。

(5) 第3次再審における公判

1 前述の第3次請求の再審開始決定を受けて、再審公判が開かれた⁴⁹⁾。ここでの主たる争点は、再審公判において、免訴事由が存在する場合に無罪判決が許されるのかどうかということであった。すなわち、横浜事件の場合、勅令575号(1945年10月15日)による治安維持法の廃止に伴う「刑ノ廃止」、および勅令579号(1945年10月17日)による大赦の実施が免訴事由(旧刑事訴訟法363条2号、同条3号)にあたると考えうるためである。また、再審公判において

⁴⁸⁾ 佐藤博史「横浜事件(第四次請求)再審開始決定の意義-横浜事件の真実」世界 786号(2009年)32頁を参照。

⁴⁹⁾ 公判の要・不要について、請求人と検察の間で争いがあり、双方の意見書が提出されている。この問題については、小田中・前掲『誤判救済の課題と再審の理論』202 頁以下を参照。

免訴判決を行った場合には、それによって名誉回復等の救済ができるのかという ことが問題になる⁵⁰⁾。

2 第1審(横浜地判2006年2月9日)は、プラカード事件最高裁判決(最大 判1948年5月26日刑集2巻6号529頁)を援用しつつ、次のように述べる。「公判裁判所が公訴について実体的審理をして有罪無罪の裁判をすることができるのは、当該事件に対する具体的公訴権が発生し、かつ、これが存続することを 条件とするのであり、免訴事由の存在により公訴権が消滅した場合には、裁判所 は実体上の審理をすすめることも、有罪無罪の裁判をすることも許されないのであり…、この理は、再審開始決定に基づいて審理が開始される場合においても異なるものではない」。

本判決は、その理由を2つあげている。①再審請求抗告審決定(東京高決2005年3月10日)は、「無罪を言い渡すべき、新たに発見した明確な証拠」がある旨判示しているものの、再審請求審と再審公判は「法律(引用者注:旧刑事訴訟法)上別個の手続であって、再審開始決定は、単に法定の再審事由に該当する事実が存し、再審の審判がなされるべきである旨を判断したものであり、もとよりその限度で拘束力を有するにすぎないものである」。②旧刑事訴訟法 511条(「裁判所ハ再審開始ノ決定確定シタル事件ニ付テハ第五百条、第五百七条及第五百八条ノ場合ヲ除クノ外其ノ審級ニ従ヒ更ニ審判ヲ為スヘシ」)は、「再審開始決定後の再審の審判は、法自ら除外している事由があるときを除いて、通常の公判審理と同様の手続に従い、それぞれの審級における一般原則に従って公訴事実に対する審判を行うことを当然のこととして予定しているものと解される」。

第1審は、このようにして免訴判決を行った。したがって、次の問題として、免訴判決によって被告人の名誉回復等の救済ができるのかということが問題になる。これについては、次のように述べられている。「原判決は、本判決の確定によって完全に失効するに至ること」、「本件は抗告審決定で被告人らに『無罪を言い渡すべき、新たに発見した明確な証拠』が存在すると判示されているのであり、かかる抗告審決定の内容は当審において覆す余地のないものであ〔る〕」こと、「被告人に対しては有罪判決が確定するまで無罪の推定が働くことは刑事裁判の

⁵⁰⁾ 請求人の意見は、実体審理 (無罪判決) の要求に絞られていた。「検察官の意見に 対する反論書」(2005 年 10 月 17 日付) を参照。

大原則であり、免訴判決はこのような被告人を訴訟手続から解放する」こと等が 指摘される。さらに、「再審請求に対する裁判所の判断、…現行刑事補償法上の 救済規定等を通じて回復されることが期待されるのであり、無罪判決ではなく免 訴判決を言い渡すことが被告人らの名誉回復の道を閉ざすということにはならず、 これが再審の理念・目的に反するものとはいえない」とされている。

本判決が、特に通常審の論理をそのまま再審公判に適用したことに対して、再審の理念や構造を理解していないという強い批判がある⁵¹⁾。あるいは、本件弁護人の一人は、「私は、横浜地裁の裁判官たちが、突然裁判を打ち切ることの不合理性、自ら書いた判決文の論理的破綻…に 100 パーセント気付いていたと確信している」とさえいう⁵²⁾。

本稿の問題関心との関係では、再審請求審決定(横浜地決 2003 年 4 月 15 日)のいう免訴と、本判決における免訴とでは、全く意味が異なるということである。小田中聰樹は次のように指摘している⁵³⁾。「免訴といっても、たとえば再審請求審の第一審決定のように、治安維持法が失効したという理論構成で免訴とするというのであれば、同じ免訴でもまだそれなりの説得力はあると思います。しかし、有罪判決の確定後に事後的に刑の廃止があったとか大赦があったとか、そういう理由で免訴にするというのは、最悪の解決だと思います」。再審請求審決定は、治安維持法が「言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権權ノ尊重」を妨げるものであること(ポツダム宣言 10 項)を承認したという意味で、重要な意義があった。

⁵¹⁾ 小田中聰樹ほか「《座談会》横浜事件第一審免訴判決をどうみるか一理論的検討と控訴審への期待」法律時報 78 巻 12 号 (2006 年) 68 頁以下、新屋達之「再審公判と訴訟条件一横浜事件再審判決の問題点」法律時報 79 巻 8 号 (2007 年) 150 頁以下、同「横浜事件再審判決の問題点 (1) (2・完) ―再審公判のあり方との関係を中心に」大宮ローレビュー 4 号 (2008 年) 43 頁以下、同 6 号 (2010 年) 33 頁以下などを参照。

⁵²⁾ 吉永満夫『崩壊している司法―横浜事件再審免訴判決と仕事をしない裁判官たち』 (日本評論社、2014年) 16 頁。その原因として、①免訴判決を主張していた検察官に 引きずられたこと、②原確定判決の裁判官をかばったこと、③傍観者的裁判官の間で免 訴判決が当然だという雰囲気があったこと、④無罪判決よりも免訴判決の方が簡単であ ることがあげられている。

⁵³⁾ 小田中ほか・前掲「《座談会》横浜事件第一審免訴判決をどうみるか―理論的検討 と控訴審への期待」82 頁〔小田中発言〕。

さらにいえば、被告人側が求めていたことは、無罪判決と名誉回復だけではなかった。被告人側は「治安維持法の悪法性と歴史的役割について裁判所としての見解を示」すこと、および「再審請求を拒否し続け、元被告人全員が死亡するまで六○年間も放置した司法の責任について見解を明らかに」することも求めていたのである⁵⁴⁾。すなわち、「ここで問われているのは、旧刑事訴訟法の再審規定であるとともに、法的正義でもあ」った⁵⁵⁾。しかし、本判決はこれらに応えるものではなかった。

3 控訴審では、免訴判決に対する上訴の利益が問題となった。これについて、控訴審判決(東京高判 2007 年 1 月 19 日)は、前述のプラカード事件判決のほか、2つの大法廷判決(最大判 1954 年 11 月 10 日刑集 8 巻 11 号 1816 頁、最大判 1955 年 12 月 14 日刑集 9 巻 13 号 2775 頁)について、「免訴の判決に対し、被告人の側に上訴の利益を認めない…判例は、再審の公判に関するものではないが、再審の公判の場合にも同様に当てはまるというべき」として、これらを参照しつつ次のように述べる。「免訴の判決は、被告人に対する公訴権が後の事情で消滅したとして被告人を刑事裁判手続から解放するものであり、これによって被告人はもはや処罰されることがなくなるのであるから、免訴の判決に対し、被告人の側から、免訴の判決自体の誤りを主張し、あるいは無罪の判決を求めて上訴の申立てをするのはその利益を欠き、不適法である」。「被告人が死亡している場合でも、再審の公判では…旧刑訴法 365 条 1 項 2 号の適用がないから、前記の理は変わるものではない」。

さらに、被告人側の主張について判断している。①「旧刑訴法は、再審の公判について、免訴事由がある場合に、通常の公判に関する規定を除外し、無罪等の実体判決をすることを予定した規定を置いていない」こと、「そもそも免訴事由というものはそれが存在すると、公訴事実の存否について審理、判断することが許されなくなる性質のもの、すなわち公訴事実に内在する訴訟追行の可能性ないし利益がなくなるという性質のものであること」などに照らすと、「再審制度の趣旨、法秩序の維持及び人権の保障を目的とする刑事司法の事理等を含めて多角

⁵⁴⁾ 平舘・前掲「横浜事件再審公判請求人意見 (2005年10月1日)」261頁。

⁵⁵⁾ 小田中ほか・前掲「《座談会》横浜事件第一審免訴判決をどうみるか―理論的検討 と控訴審への期待」81 頁〔白取祐司発言〕。

的に検討してみても、再審の公判においては、通常の公判と異なり」、旧刑事訴訟法363条2号(刑ノ廃止)および同条3号(大赦)の「適用がないとすることはできない」。

②「再審の公判が開始され、再審の判決が確定すると、当初の確定した有罪の判決は当然に効力を失うことになる。有罪の判決が確定した後に刑の廃止あるいは大赦があった場合でも、結局は、いまだ判決がなく刑罰権の成否未定の間において刑の廃止あるいは大赦があった場合と同様の状態となるのである。刑の廃止あるいは大赦の時期と刑罰権の成立の先後に応じ、免訴の判決に対して被告人の側に控訴の利益があるか否かの結論に差を認めるべき理由は見出し難い(なお、再審の公判は、確定した有罪の判決の当否を審査し、これを是正することを目的とするものではない。)」。

③第1審判決が、免訴判決によって名誉回復等の救済ができるのかという問題について、「〔各種書証等について、無罪を言い渡すべき新たに発見した明確な証拠である旨判示した再審請求〕抗告審決定の内容は当審において覆す余地のないものである」と述べたことに対して、本判決は、「被告人の側の心情はともかくとして、そもそも免訴の判決をした原判決がそのような説示をすること自体に問題がある」とさえ非難している。

本件弁護人の一人は、控訴審を次のように振り返っている⁵⁶⁾。「(第1回三者協議〔2006年7月6日〕において)印象として、裁判所はこの時点ですでにおよそ方針を決定しており、単に形の上で主張の機会を保障しておくという対応であるかのように、当方には響いた。裁判所の語る言葉は予め用意されており、相手の言葉には全く呼応することがない。それまでの担当裁判所の中で最も杓子定規な、体温の感じられない協議、というのが率直な感想である」。さらに、控訴審担当裁判官は、公判での弁護人の最終意見陳述に「一切耳を傾けようとしなかった。法壇の上だけが不自然なほどに温度が低い不思議な法廷の空気自体が、その事実を明らかに物語っていた。…それは、目の前に生身の人がいるのに、殊更

⁵⁶⁾ 岡山・前掲「横浜事件第三次再審弁護団 その活動の軌跡」223、234頁。控訴審が第1審以上に形式論に終始したことの問題性については、法学者有志による声明の中でも強く批判されている。「『横浜事件再審控訴審判決に対する法学者有志の緊急声明』の発表について」法学セミナー627号(2007年)140頁を参照。

その生身の人間が存在しないかのように各人が手の中の携帯をいじっている近頃 の街中の風景にも似た、異様な冷たさだ」。

4 上告審(最 2 小判 2008 年 3 月 14 日)は、適法な上告理由にあたらないという形式判断で被告人の上告を退けている。その上で、①再審制度は「所定の事由が認められる場合に、当該審級の審判を改めて行うものであって、その審判は再審が開始された理由に拘束されるものではないことなどに照らすと、その審判手続は、原則として、通常の審判手続によるべきものと解されるところ、本件に適用される旧刑訴法等の諸規定が、再審の審判手続において、免訴事由が存する場合に、免訴に関する規定の適用を排除して実体判決をすることを予定しているとは解されない」こと、②「通常の審判手続において、免訴判決に対し被告人が無罪を主張して上訴できないことは、当裁判所の確定した判例であるところ…、再審の審判手続につき、これと別異に解すべき理由はない」ことを確認している。

また、今井功(補足意見)は、免訴判決が本件においても被告人の利益になる という。「再審が開始され、再審の審判手続における裁判が確定したときには、 先にされた有罪の確定判決は、完全にその効力を失うことは異論を見ないところ である。そして、免訴判決は、有罪無罪の実体判決をする訴訟条件がないことを 理由とする形式裁判であり、免訴事由が存在するときには、さらに実体について の審理判断をすることなく、その時点で審理を打ち切ることが被告人の利益にも なるのであって、このことは再審の審判手続においても通常の審判手続と変わる ことはない。本件のように有罪の確定判決を受け、死亡した被告人にとっては、 審理打切りによる利益はほとんどないということができるであろう。しかし、再 審の審判手続において免訴事由が存在する場合の実体的審理、裁判の可否につい ては、本件のような再審事由の場合のみでなく、他の再審事由により開始された 場合も含めた再審の審判手続全般を通じて考察しなければならず、再審の審判手 続においても審理打切りによる被告人の利益は存在するものと解される。そして、 再審の審判手続において免訴判決がされることによって、有罪の確定判決がその 効力を完全に失う結果、これによる被告人の不利益は、法律上は完全に回復され ることとなる」。そして、古田佑紀(補足意見)は、本件で免訴となった場合で あっても、刑事補償は可能であることを述べている。

5 結局、上告審も第1審および控訴審と同様の形式論に終始した570。このよう

な公判裁判所の姿勢に対しては、第 3 次再審請求審裁判所(横浜地決 2003 年 4 月 15 日)、同再審請求即時抗告審裁判所(東京高決 2005 年 3 月 10 日)、第 4 次再審請求審裁判所(横浜地決 2008 年 10 月 31 日)の姿勢と比較して、強く非難される。すなわち、これら再審請求段階の各裁判所の担当裁判官は、裁判記録の紛失という障壁をそれぞれの論理をもって克服しようとした努力(法の論理の発展)が明確に認められる⁵⁸⁾。これに対して、再審公判各裁判所は、例えば、「再審の審判手続における裁判が確定したときには、先にされた有罪の確定判決は、完全にその効力を失う」(上告審・今井功の補足意見)という。しかし、「単に有罪確定判決を法律上失効させるだけで、有罪判決の事実認定そのものは否定しないままで訴訟を終了させてしまうのでは、有罪の汚名を雪ぐことはできない」のである⁵⁹⁾。したがって、再審公判各裁判所は、再審において無罪判決と免訴判決の両方の可能性がありうるとき、前者を優先する論理を導き出すための努力をすべきであったはずである⁶⁰⁾。

ではなぜそのような努力がなされなかったのか。次のように分析するものがある⁶¹⁾。再審公判でも免訴が優先されるとすることによって「裁判所側は、暴戻極まる特高警察の取り調べやファッショ的な言論弾圧事件の実体審理を"回避"して、形式的な『免訴』判決で再審裁判に決着をつけることができると同時に、他方で、…この『免訴』判決は無罪判決に等しい内容のものだとコメントすることを通じて、元被告人らに対しても、不十分ながら名誉回復と刑事補償の途を残すことが可能となるわけであって、裁判所としては、検察側・弁護側双方の"顔を

⁵⁷⁾ 本判決を支持するものとして、松田俊哉「判解」法曹会編『最高裁判所判例解説刑事扁 平成20年度』(法曹会、2011年)146頁以下、加藤克佳「判批」平成20年度重要判例解説(2009年)221頁以下がある。

⁵⁸⁾ 田淵浩二「横浜事件再審免訴判決にみる法の論理と常識の相克」法律時報 81 巻 8 号 (2009 年) 2 頁を参照。

⁵⁹⁾ 渕野貴生「判批」速報判例解説 4号(2009年) 158頁。

⁶⁰⁾ 田淵・前掲「横浜事件再審免訴判決にみる法の論理と常識の相克」3頁を参照。

⁶¹⁾ 新井・前掲「横浜事件の再審裁判闘争をふり返る一横浜事件第三次再審裁判『総括』」57頁。もっとも、足利事件の検証をめぐっても、裁判所は自らの過ちに対して誠実に向き合う態度をみせなかった。拙稿「人間であるがゆえの『あやまち』と刑事手続」内田博文=佐々木光明編『「市民」と刑事法 第4版一わたしとあなたのための生きた刑事法入門』(日本評論社、2016年)170頁を参照。

立て"つつ、自らも汗をかかずに済ますことができるという、"賢明な"解決策を"政治的"に選択したものと察せられる」。さらにいえば、前述のように、政府関係者等が占領期の一時期を除いて、治安維持法を正当化する態度をみせている中で、それらに対する配慮が働いていたとも考えられようか。

本判決の報道に関して、メディアの果たすべき責任について触れたものがある⁶²⁾。「誤判を是正する次の段階の審理がない最高裁には、とりわけジャーナリズムの見識・良識にもとづく『審理』が必要とされる」。「横浜事件は捏造だから冤罪事件であることには間違いない。だからといって、冤罪、すなわち名誉回復、却下すなわち無念の涙ではステレオ・タイプであって、国家責任が問われている本質があいまい化してしまうのである」。「言論・表現・思想の自由の危機が迫る現在、ジャーナリズムには責任の自覚と、見識ある報道・論評が求められている」。

(6) 第4次再審における公判

第4次再審公判の第1審判決(横浜地判2009年3月30日)は、まず、再審開始決定の内容等を確認した上で、次のようにいう。「再審公判では、再審開始決定〔横浜地決2008年10月31日〕の根拠となった全ての証拠を取り調べている。そして、本件公訴事実は既に半世紀以上も前の事実を対象とするものであるから、さらに新たな証拠が発見・請求される可能性は極めて乏しく、法的な障害(引用者注:免訴事由)がなければ、再審公判において直ちに実体判断をすることが可能な状態にあるということができる」。

通常裁判における免訴判決について、「免訴事由がある場合に、既に無罪に熟しているか、審理の僅かな追加で無罪が見込まれる場合には、無罪とすべきである」という見解および「訴訟条件は有罪判決を阻止する機能を持つにとどまり無罪判決を言い渡すことを阻止する機能は有しない」という見解に対して、本判決は次のようにいう。「無罪の判断が可能な場合には無罪の実体判決ができるという解釈を採った場合、審理が相当進んだ段階であるのに無罪判決ではなく免訴判

⁶²⁾ 橋本進「言論・表現・思想の自由にかかわる二つの最高裁判決と報道ー横浜事件再審と NHK 番組改変事件裁判」明治学院大学社会学・社会福祉学研究 130号 (2009年) 130~131頁。

決がされたときには、実際には有罪であったのではないかとの印象を与えることにもなりかねない。また、第1審の無罪判決に対して検察官が控訴し、控訴審が、原判決には事実誤認があり、犯罪事実の立証が充分であると判断すれば、原判決を破棄して免訴する旨の判決が言い渡されることとなるが、これは被告人が有罪であったがゆえに免訴になったと公に宣言されるに等しい。したがって、上記の解釈は、結果的には必ずしも被告人に有利になるとは限らず、また、このような実体審理を続けることは免訴事由を定めた趣旨に反するきらいがある」。

また、再審における免訴判決については、まず次のように述べて被告人の立場に理解を示す。「再審を請求して自ら進んで刑事裁判手続を復活させた被告人の遺族らは、再審により無罪判決を得ることによって被告人の名誉回復を図ろうとしているのであり、また、その結論のみを望んでいるといっても過言ではないのであるから、免訴事由が存在するからといって実体判断をせずに免訴判決を下すのであれば、死者の名誉回復を望む遺族らの意図が十分には達成されないことになるのは明らかである。このような遺族らの心情自体は、…本件再審に至った経緯や当公判廷で取り調べた関係各証拠に照らせば容易に理解できるものである」。

しかし、「再審公判において免訴事由が存在する場合の実体的審理及び裁判の 可否については、本件のような再審事由の場合のみならず、他の再審事由により 開始された場合も含めて全体的に整合的に考察しなければならない」。「一般に再 審事由があった場合でも、再審公判で実体判決をした場合に必ずしも無罪という 結論が出るわけではなく、本件のような旧刑事訴訟法 485 条 6 号の事由による 再審の刑事裁判手続においても、本件の場合についてはさておき、一般的には、 再審請求の根拠となった新証拠について、再審公判における検察官による立証活 動等により再審開始決定とは異なった証拠評価がされるなどして再び有罪の判決 がされる可能性もあり、審理打切りによる被告人の利益が多少なりとも存在する ことは通常の訴訟手続の場合と同様であると解される」。

そして、「再審で免訴判決を受けた場合には、再審の無罪判決の場合のように 公示がされることはなく、この点では被告人側からすれば不満が残ることになる が、再審開始決定により、有罪判決の効力は直ちに失われないものの、再審で免 訴判決が確定すれば、有罪の確定判決が失効し、被告人の法律上の不利益はなく なること」から、「有罪判決の失効という再審判決の効力においては、無罪判決 と免訴判決では異なるところはなく…、また、被告人が争って無罪判決を求めているのに免訴判決によって途中で訴訟を打ち切られるという点については、通常の刑事裁判手続でも同様であ〔る〕」。

横浜事件には「一般の再審とは異なる種々の特殊な事情があるものの、このような特殊事情の一つ一つを取上げて検討しても、それらはいずれも免訴事由のある場合に通常とは異なり無罪の実体判断をすべきことに論理的に繋がり得る事情とはいえず、結局、本件再審については実体判決をすることはできないものと解さざるを得ない」。

第3次再審における公判の上告審判決(最2小判2008年3月14日)について、被告人側は、「再審公判で旧刑訴法363条2号および3号を適用して免訴としても誤りではない、と判示したにとどまり、これを適用せず無罪とすることを違法と判示したわけではない」と解釈した(「弁論補充書」〔2009年3月6日付〕)。これに対して本判決は、第3次再審公判の上告審判決が「再審の審判手続において、免訴事由が存する場合に、実体判決を行うことはできないと解していることは明らかであ〔る〕」としている。

被告人らの名誉回復については、次のように述べる。「刑事補償法 25 条は、刑事訴訟法の規定による免訴の裁判を受けた者は、もし免訴の裁判をすべき事由がなかったならば無罪の裁判を受けるべきものと認められる充分な事由があるときは、国に対して補償を請求することができると規定しているのであって、本件において免訴判決確定後にその請求があれば、今後行われるであろう刑事補償請求の審理においては、刑の廃止及び大赦という免訴事由がなかったならば、無罪の裁判を受けるべきものと認められる充分な事由があるか、という点を判断することになり、適法な請求である限りは、それに対する決定の中で実体的な判断を示すこととなる」。そして、刑事補償法 24 条 1 項および同 25 条 2 項によって、刑事補償の「決定が同条の規定のとおり公示されれば、再審の無罪判決の公示の場合と全く同視することはできないにせよ、一定程度は免訴判決を受けた被告人の名誉回復を図ることができるものと考えられる」。

この判決に対して控訴はなされなかった。次のように考えられたためである63)。

⁶³⁾ 佐藤博史「横浜事件第四次再審請求・免訴判決の意味」世界 792 号(2009 年)32 頁。

「第四次の『免訴』は、第三次の『免訴』をさらに一歩『無罪』に近づけた。そ して、刑事補償決定で裁判所による『無罪』の『結論』が示されることになる」。

(7) 刑事補償決定の意味をめぐって

横浜事件の刑事補償に関する決定は、第4次再審の方が先に請求されたものの(第4次は2009年4月30日、第3次は2009年5月29日)、第3次再審と第4次再審の決定の年月日は同じである。

第4次再審(横浜地決2010年2月4日)についてみると、まず、免訴判決 と刑事補償の関係について述べられる。「免訴判決を言い渡された者(又はその 相続人)は、当該免訴判決が確定したとしても、直ちに刑事補償を受けることが できるわけではなく、刑事補償法25条1項にいう『もし免訴…の裁判をすべき 事由がなかったならば無罪の裁判を受けるべきものと認められる充分な事由』が なければ、刑事補償を請求することができないとされている」ところ、本件免訴 判決は、「旧刑事訴訟法 363 条 2 号及び 3 号に基づくものであり、本件確定判決 について詳細な検討を加えているものの、未だ小野〔康人〕が無罪であったかど うかについて判断したものではない」。したがって、「当裁判所は、再審公判にお いて免訴を言い渡すべき事由、具体的には刑の廃止、大赦の事実がなかったと仮 定した場合に、小野「康人」に無罪を言い渡すべきであったと認められる『充分 な事由』が存在するかどうかを、免訴の裁判があった時点までに公判において取 り調べられたであろう証拠と既に存在する利用可能な証拠資料を総合して検討す ることとする」。その際、「本件では人為的に記録が廃棄された可能性が高いので、 証拠のないことが被告人に不利に働くような判断方法は採るべきではなく、この ことに留意しつつ検討を進める」。

検討の結果、予審終結決定書に記載されたいずれの事実(①いわゆる「泊会議」、②細川論文の掲載、③細川嘉六の家族に対する支援)についても、「現存する資料を基に確定審当時存在したであろう証拠を検討しても、到底これらを認定することはできなかったというべきであり、本件公訴事実は既に半世紀以上も前の事実を対象とするものであるから、関係者はほとんど死亡しており、さらに新たな証拠が発見・請求される可能性は極めて乏しく、したがって、大赦及び刑の廃止という事実がなく、再審公判において裁判所が実体判断をすることが可能で

あったならば、小野〔康人〕は無罪の裁判を受けたであろうことは明らかであり、 刑事補償法 25 条 1 項の『無罪の判決を受けるべきものと認められる充分な事 由』があったものということができる」。

「小野〔康人〕に対する有罪判決は、特高警察による思い込みの捜査から始まり、司法関係者による事件の追認によって完結したものと評価することもできるのであって、警察、検察及び裁判の各機関の故意・過失は総じて見ると重大であったと言わざるを得ない」。「小野〔康人〕が受けた財産上の損失、肉体的、精神的苦痛は誠に甚大であって、本件における警察、検察及び裁判の各機関の故意・過失も重大であることや補償額を減じるべき事情はないことに照らせば、小野〔康人〕に対する刑事補償としては、法で定められた上限…の補償金を交付するのが相当であると判断した」。

この決定は、小野康人が「無罪であると認めた」ことになるという⁶⁴⁾。また、これだけではなく、本件に関わった特高警察官、検察官、予審判事、確定審裁判所の「故意・過失も重大であること」を認めたことは画期的であったとされている⁶⁵⁾。このように、本決定に対しては、専門家からは高い評価が与えられている。第3次再審についても、前提となる事実認定が請求人ごとに異なること以外は、前述の第4次再審における刑事補償決定の内容と基本的に変わるところはない(いずれの決定も、裁判長および陪席裁判官共に同一である)。なお、第3次再審では、費用補償請求も行われたが、棄却されている(横浜地決2010年3月4日)。

ただし、第3次再審にかかる元被告人遺族の刑事補償決定に対する評価は厳 しい⁶⁶⁾。「請求額通りの決定だったのは、被告人四名(ひいては、横浜事件の被

⁶⁴⁾ 佐藤博史「画期的な、横浜事件・刑事補償決定」世界 803 号 (2010 年) 29 頁を参照。

⁶⁵⁾ 高倉新喜「判批」速報判例解説 7号 (2010年) 203 頁を参照。さらに田淵・前掲「横浜事件―再審免訴に終わった無罪事件」20 頁は、本決定が冤罪は「裁判所が捜査・訴追の追認機関と化すことで、故意に近い形で(『重大な過失』とはそういう意味であろう)放置されること」があることを認めたことから、「『司法の独立』が冤罪防止にとっても重要であることを示唆する点で、意義がある」という。

⁶⁶⁾ 木村まき「こがねのゆびわを渡したい―横浜事件の免訴確定から刑事補償、そして これから」世界805号(2010年)60頁以下。

害者全員ということになるはず)に罪がないと認定されたからであろう。それは無罪ということなのか。無罪という言葉は『決定』の、どこにも見当たらない。その後、あちこちで目にするようになった実質無罪という不思議な言葉も『決定』にはない」。「『決定』は、司法に保管義務があるにもかかわらず横浜事件の判決原本、訴訟記録を保管していなかったことについて、手ぬるすぎる」。「横浜事件は、人権侵害、人権蹂躙事件である」にもかかわらず、「決定」の「どこにも人権という言葉がない。横浜事件についての認識が浅すぎる」。「『決定』は、あくまでも刑事補償請求の枠の中でのことである。判決ではない。たとえよい決定内容であろうとも、最高裁での免訴判決確定は覆ることがない。それでも、補償金が出たからよかったのではと言えるであろうか」。「横浜事件の実体審理をし、治安維持法を裁き、無罪判決を言い渡すこと。被害を与えた者による謝罪。何一つ、なされなかった」。

この元被告人遺族による厳しい評価に対しては、第4次再審の弁護人の一人である佐藤博史から、横浜事件刑事補償決定の「意義を正しく伝えたものとはいえない」と批判されている⁶⁷⁾。前述のように、佐藤博史を含め、専門家の間では、横浜事件刑事補償決定に対する評価は比較的高い。では両者の評価の差は何に起因するのであろうか。

佐藤博史にあっても、「横浜事件の司法の場での闘いは終わった」(傍点引用者)と述べているように⁶⁸⁾、横浜事件刑事補償決定で横浜事件は終結したとしているわけではない。佐藤博史は次のように敷衍している⁶⁹⁾。再審は「あまりに迂遠といわざるを得ない。新たな立法による国家賠償が正しい救済である」。そこには、在野の専門家ならではの、裁判(というよりもむしろ裁判所)の限界を見てとる現実的な視点があったのかもしれない⁷⁰⁾。

⁶⁷⁾ 佐藤博史「横浜事件の再審裁判は何を求め、何を勝ち取ったのか―横浜事件第四次 再審請求の意義」大川隆司ほか『横浜事件・再審裁判とは何だったのか―権力犯罪・虚 構の解明に挑んだ24年』(高文研、2011年)171頁注(43)。

⁶⁸⁾ 佐藤・前掲「画期的な、横浜事件・刑事補償決定」32頁。

⁶⁹⁾ 佐藤・前掲「横浜事件の再審裁判は何を求め、何を勝ち取ったのか一横浜事件第四 次再審請求の意義 180 頁注 (80)。

⁷⁰⁾ 小田中・前掲『気概一万人のために万人に抗す』158 頁も次のように評価する。 「国家賠償を勝ち取って、不満は残るけれども、名誉回復は一応できたのではないでし

そうであるとしても、その現実的な視点から専門家ではない者による評価を批判するのは妥当ではないだろう。第3次再審における公判第1審で述べたように、元被告人遺族は、無罪判決と名誉回復だけではなく、①治安維持法の悪法性と歴史的役割について裁判所としての見解を示すこと、および②再審請求を拒否し続け、元被告人全員が死亡するまで60年間も放置した司法の責任について見解を明らかにすることも求めていた。そして、実際、第3次再審および第4次再審のいずれにおいても、①および②は主張されている。そうであるにもかかわらず、再審公判および刑事補償にかかるいずれの裁判所も、①および②には応えなかった。その意味で、元被告人遺族の一人による前述の厳しい評価は、むしろ当然であろう。

(8) 横浜事件の現在一国家賠償請求

1 第3次再審の元被告人遺族2名は、国家賠償請求訴訟を提起した⁷¹⁾。そこでは、①特高警察官による拷問、②検察官による治安維持法違反による起訴、③予審判事による公判に付す旨の決定、④裁判所による有罪判決、⑤刑事確定訴訟記録の廃棄、⑥刑事確定訴訟記録の不備を理由とした再審請求棄却、⑦再審公判における免訴判決など、警察および司法関係者の一連の違法な行為によって損害を受けたことが請求理由とされている。

第1審は次のように述べて原告の請求を棄却した(東京地判 2016 年 6 月 30 日 LEX/DB25544868)。まず、事件当時の行為(①~⑤)について、その違法性については認めたものの(ただし⑤については明言していない)、次のように述べて損害賠償責任を否定した。「国家賠償法施行前においては、公権力の行使に当たる国の公務員の違法行為については、国が賠償責任を負うべき法令上の根拠はなかったというべきである」。「したがって、原告ら主張に係る当時の警察官、検察官、裁判官及び裁判所職員の違法行為について、被告は、民法上も含めて、損害賠償責任を負わないと解される」。

ょうか。本当は無罪であるべきことは言うまでもありませんけれども、免訴は、次善、 三善の策としては成功と評価しています」。

⁷¹⁾ その経緯については、中嶋啓明「天皇制国家の責任追及し戦争への動きを止めたい - 『言論弾圧』横浜事件で国賠請求 週刊金曜日 932 号 (2013 年) 56 頁以下を参照。

⑥の第1次再審請求棄却決定については、次のように述べる。「当該裁判官らが違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情が認められず、また、即時抗告審である東京高等裁判所の裁判官ら、特別抗告審である最高裁判所の裁判官らにおいてもそのような特別の事情があったとは認められない」。⑦の再審裁判における免訴判決については、次のように述べる。「旧刑訴法363条2号、3号が適用されることになるとして」、被告人を免訴とした「横浜地方裁判所の判決に何ら違法はない」。また、「通常の刑事裁判において、免訴判決に対して被告人は無罪を主張して上訴できないものであって、これは再審開始後の裁判手続についても別に解されるものではないから、本件の免訴判決においても被告人らが無罪を主張して上訴の申立てをする利益はなく、不適法なものであるから、旧刑訴法400条によって各控訴を棄却するとした東京高等裁判所の判決に何ら違法があるということもできない。さらに、これと同趣旨の判断を示して各上告を棄却した最高裁判所の判決にも何ら違法があるということはできない」。

元被告人の名誉回復については、次のようにいう。「遺族として再審の裁判において無罪の判決を得ることによって」、元被告人の「明確な名誉回復が実現されると考える原告らの心情は理解できるところであるが、原告らの主張は、旧刑訴法における再審の訴訟構造において予定されていない手続を求めるものであって、採用できないものといわざるを得ない」。「再審開始の決定がされ、再審の公判を経て再審の裁判が確定したときには、先にされた有罪の確定判決は完全にその効力を失う結果となるものであるから、被告人が同有罪の確定判決によって受けた不利益も法律上は回復されたということができるものであって」、原告らが主張する元被告人の「名誉回復も、過去の有罪の確定判決が完全に効力を失ったことによって一定程度実現されたということができる」。

本請求で原告が問うたのは、やはり司法の責任であった 72 。しかし、ここでも裁判所はそれに向き合うことはなかった。控訴審(東京高判 2018 年 10 月 24 日)も、原告の請求を退けている 73 。

⁷²⁾ 深田卓「横浜事件国賠の不当判決」出版ニュース 2419 号 (2016 年 7 月下旬号) 10 頁を参照。

2 2017年3月8日の衆議院法務委員会において、横浜事件の国家賠償請求に 言及されている。すなわち、横浜事件に限らず「それ以外にも、要するに、治安 維持法のもとで理由なく逮捕、投獄され、自白を強要され、それを不当だという ことで国家賠償を求めることを初め、さまざまな方が今も苦しんでいる。多くの 方が今も苦しんでいるという認識はあるのか」という質問が委員からあった。こ れに対して法務大臣は、個別の事件に関わる質問には回答しないとしている⁷⁴⁾。

さらに、法務大臣は、治安維持法の犠牲者について次のように述べる⁷⁵⁾。「治安維持法は、当時適法に制定されたものでありますので、同法違反の罪に係ります勾留、拘禁は適法でありまして、また、同法違反の罪に係る刑の執行も、適法に構成された裁判所によって言い渡された有罪判決に基づいて適法に行われたものであって、違法があったとは認められません。したがって、治安維持法違反の罪に係る勾留もしくは拘禁または刑の執行により生じた損害を賠償すべき理由はなく、謝罪及び実態調査の必要もないものと思料をいたしております」。

政府は治安維持法について好意的な見解を明らかにし、賠償責任を否定している。このような政府の姿勢は、前述のような 1960 年代後半からの裁判所に対する政府の態度にかんがみれば、国家賠償請求を審理する裁判所(裁判官)に影響を与えているのかもしれない。

4 横浜事件と市民の責任

ところで、そもそも横浜事件は、元被告人(遺族を含む)、特高警察、司法関係者(事件当時、再審、刑事補償請求、国家賠償請求)、研究者の間だけの問題なのであろうか。

白取祐司は、「横浜事件も、戦時下における治安維持法や特高というものを背景にした事件であることは、はっきりして」おり、「つまり、この再審事件では、

⁷³⁾ 東京新聞 2018 年 10 月 25 日朝刊を参照。

⁷⁴⁾ 藤野保史の質問に対する回答。第 193 回国会衆議院法務委員会議録 3 号 (2017 年 3 月 8 日) 11 頁〔金田勝年発言〕を参照。

⁷⁵⁾ 畑野君枝の質問に対する回答。第 193 回国会衆議院法務委員会議録 19 号 (2017 年 6 月 2 日) 16~17 頁〔金田勝年発言〕。

広い意味での戦争犯罪が裁かれている」という⁷⁶。戦争犯罪を裁くものとはいえ、ここでの再審や国家賠償請求訴訟は、横浜事件の関係者の刑事責任や政治的責任を追及するものではなく、道徳的責任または形而上的責任を追及するものにすぎない⁷⁷。それにもかかわらず、横浜事件の再審、刑事補償請求、国家賠償請求の各裁判所は、それらの責任には一切触れなかった。

国家機関である裁判所が戦争犯罪を裁くことの意味について、小田実は次のよ うに述べている78)。「国家は国家の倫理的、論理的存立の根拠、また基盤として 法なるものを定め、その法なるものの上に武力、ケイサツ力、官僚力、金力など によって成立する権力をきずき上げて、一方において民衆をその力の下に押さえ つけ、他方においておたがいその存立をなれあい的に認めあって、ここでめでた く国家なるものができ上がるのだが…、そういう国家による裁判がまことに身勝 手なものであり、どこか茶番めいているところがあるのは理の当然だ」。このよ うな手前勝手性、茶番性が明らかになるのは、①その裁判が国家の存立にかかわ る問題である事例(自衛隊に関する問題、冤罪事件)、②国家が他国を侵略した り他民族を抑圧した事例である。「こういう『国家法廷』のありようをどこかで わきまえておかないと、どんな手きびしい裁判の批判もしょせんは専門家の仲間 うちのなれあいめいた内輪話の領域を出ないことになる。これは裁判を見るとき、 その裁判の基本になる『国家の法』をひつくるめて、国家全体を外から見る眼が 必要だということだ。法廷の判事さんのあのいかめしい法服もハダカの王様を見 る子供の眼から見ればまことにおかしげなものだが、そういうおかしげなところ が『国家法廷』にもあれば、『国家の法』にもあれば、国家自体にある」。

⁷⁶⁾ 小田中ほか・前掲「《座談会》横浜事件第一審免訴判決をどうみるか―理論的検討 と控訴審への期待」81 頁〔白取発言〕。

⁷⁷⁾ カルル・ヤスペルス(橋本文夫譯)『戦争の責罪』(櫻井書店、1951年)66頁、および青木英五郎『裁判官の戦争責任〔増補版〕』(日本評論社、1971年)5~6頁によれば、戦争犯罪に関する各責任には、次のような結果が対応するという。①刑事責任が問われる結果、「犯罪は処罰される」。②政治的責任が問われる結果、「償いが行われ、さらに政治上の権力および権利の喪失乃至制限を生ずる」。③道徳的責任が問われる結果、「洞察が生まれ、それに伴って罪滅ぼしと革新とが生まれる」。④形而上的責任が問われる結果、「神の御前で人間の自覚に変化が生ずる。誇りが挫かれる。内面的な行動によるこの生まれ変わりは、能動的な生き方の新たな源泉となることができる」。

⁷⁸⁾ 小田実「民衆にとって裁判とは……」法学セミナー343号 (1983年)43~44頁。

そうであるならば、国家機関である裁判所(「国家の法廷」)に戦争に加担した責任の自覚と反省を迫っても、裁判所がそれを受け入れることは、あまり期待できそうにない。実際、青木英五郎は次のように指摘する⁷⁹⁾。日本において裁判官や検察官に対する戦争責任の追及がなされない原因の1つは、「『日本では、それぞれの同業者が村落的組織になっていて、仲間を相手にして徹底的批判をなすことは困難である』という事情によるものかもしれない…。法学者、法律家の同業者意識は、他の職業にくらべて決して弱くはない」。「裁判官・検察官の場合は、それぞれが一つのギルドのような組織になっているので、その内部にいる者から批判の声があがることは、おそらくむずかしいと思われる。むしろ反対に、"裁判の威信"や"検察の威信"を保持するために、外部からの批判に対して強い反撥を示し、団結を固くしようとする傾向がある」。

したがって、小田実は「国家、あるいは『国家の法』を超えたところで、人類の普遍的正義に依拠して法をうちたてる必要がある」として、民衆法廷の意義を説いている⁸⁰⁾。実際、1995年1月21日に民衆(小)法廷において、横浜事件の元被告人の一人による証言とともに、司法の戦争責任の追及が行われている。同法廷において陳述者の内田雅敏は、戦前・戦中の治安維持法による弾圧の実態を明らかにしつつ、それを担った司法の戦争責任がこれまで問われてこなかったことを指摘し、横浜事件が救済されない背景を示唆している⁸¹⁾。

小田実は、「『民衆法廷』でもっとも重大なのは『法廷』の『判断』を『法廷』 外の民衆がどうとらえるかだ」という⁸²⁾。そうであるならば、横浜事件の真の救 済にあたっては、市民の歴史認識も問われていることになろう。その一端は、元

⁷⁹⁾ 青木・前掲『裁判官の戦争責任〔増補版〕』6~7頁。

⁸⁰⁾ 小田・前掲「民衆にとって裁判とは……」44頁。なお、民衆法廷とは、「戦争犯罪が行われていると確信した民衆が、無法な戦争に反対し、戦争犯罪を止めるために、自らの手で真相を解明し、記録を歴史に残し、その事実を国際法に照らして評価する営み」である。前田朗『民衆法廷の思想』(現代人文社、2003年)15頁。

⁸¹⁾ アジアに対する日本の戦争責任を問う民衆法廷準備会編『司法の戦争責任・戦後責任一内外の民衆抑圧を支えた司法の実態―』(樹花舎、1995年)を参照。その後 1995年 12月21日~23日の民衆(大)法廷でも、司法の戦争責任が追及されている。アジアに対する日本の戦争責任を問う民衆法廷準備会(編)『戦争責任 過去から未来へ』(緑風出版、1998年) 292頁以下を参照。

⁸²⁾ 小田・前掲「民衆にとって裁判とは……」47頁。

思想検事の池田克が最高裁判所判事に任命(1954年)された後の国民審査(1955年)の結果⁸³⁾や、自由主義史観をめぐる論争などに表れている⁸⁴⁾。

5. 結語

裁判所(裁判官)を中心に、横浜事件をとおして治安維持法をめぐる司法の責任について確認してきた。戦後も横浜事件に関わった元特高警察官や元裁判官は、治安維持法に対する認識を変えていなかった。また、一連の横浜事件の再審、刑事補償請求、国家賠償請求を通じて、裁判所は元被告人らの名誉の回復をはかろうとはしたものの、自らの責任について十分に明らかにすることはなかった。さらには、治安維持法に対する市民の歴史認識もあらためて問われなければならない状況にある。このような中で、共謀罪に対する判断が裁判所(裁判官)に委ねられている。

かつて三宅正太郎(大審院判事)は、「治安維持法の何たるやを解決する重大な責任は裁判官の肩上にある」として、裁判所・裁判官の責任の重大性を指摘しつつ、治安維持法(ここでは 1928 年改正法)の限定解釈を説いていた⁸⁵⁾。しかし、現実には三宅正太郎の意図とは逆に、判例による限定が行われることはなく、治安維持法は拡大の一途をたどった⁸⁶⁾。共謀罪はどうであろうか⁸⁷⁾。

⁸³⁾ 西川伸一『最高裁裁判官国民審査の実証的研究―「もうひとつの参政権」の復権をめざして』(五月書房、2012年) 238 頁を参照。奥平・前掲『治安維持法小史』289 頁は、次のようにいう。池田克が最高裁判所判事に任命されるに際して、「池田がたいへん物騒な経歴の持ち主であることは、ジャーナリズムではたいした問題にならなかった。かれへの国民審査の支持率は、多少一般のばあいより低いという程度であるにとどまった。国民もまた、かれに対して免罪符を与えたといえる」。

⁸⁴⁾ 小熊英二=上野陽子『〈癒し〉のナショナリズム一草の根保守運動の実証研究』(慶 應義塾大学出版会、2003 年) などを参照。

⁸⁵⁾ 三宅正太郎「治安維持法に関する大審院判例」(1932年9月~1933年7月)を参照。荻野富士夫編『治安維持法関係資料集 第1巻』(新日本出版社、1996年)454 頁以下に所収。また、荻野・前掲『思想検事』49頁を参照。ただし、三宅正太郎は治安維持法案の起案に関わっている。

⁸⁶⁾ この点についての詳細は、内田・前掲『治安維持法の教訓―権利運動の制限と憲法 改正』を参照。

⁸⁷⁾ 共謀罪の違憲性につき、塚田哲之「人権論から見た共謀罪」法学セミナー編集部編

[『]共謀罪批判一改正組織的犯罪処罰法の検討』(日本評論社、2017年)65 頁以下などを参照。限定解釈を試みるものとして、安達光治「『共謀罪』の刑法解釈学的検討」同書28 頁以下、小池振一郎ほか編『共謀罪コンメンタールー組織犯罪処罰法6条の2の徹底解説と対応策』(現代人文社、2018年)15 頁以下などがある。